

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の母（請求人世帯の世帯主）に対して行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

本件処分は令和3年8月分の住宅扶助未払い分を支給するものであるが、履行遅滞に陥ったときから支払い済みまで、民法所定の利率による遅延損害金が付されていない。

履行遅滞とは、債務の履行が可能であるのに履行期に履行しないことを指すと解する（民法412条）。本件では令和3年8月保護費支給日に支払い可能であったにもかかわらず、処分庁の怠慢により支払いが遅延したものであるから、処分庁は、令和3年8月保護費支給日が経過した時点から令和5年7月14日の支給日までの法定利率による損害賠償金を支払う義務がある。

行政機関に対しても当然に民法の規定の効力は及ぶものと解する。

処分庁は却下を求めているが、本件審査請求は適法に提起されており、処分庁の主張は失当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 7月 18日	諮問
令和 6年 7月 25日	請求人から主張書面を收受
令和 6年 9月 30日	請求人から主張書面を收受
令和 6年 10月 23日	審議（第93回第2部会）
令和 6年 11月 22日	審議（第94回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性、種類等

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

法11条1項は、保護の種類として、住宅扶助（3号）等を定めている。

(2) 住宅扶助

法14条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、その範囲に「住居」（1号）を定めている。

保護基準は、別表第3・1において住宅扶助について、家賃等の基準額を定め、同・2において、家賃等が基準額を超えるときは、厚生

労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする、としている。

保護基準別表第3・2の厚生労働大臣が別に定める額は、世帯人員3名・1級地の場合は69,800円としている（「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」平成27年4月14日付社援発0414第9号）。

(3) 扶助費の遡及支給の限度

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2の（答）1は、扶助費の遡及支給の限度を、最低生活費の認定変更を必要とする場合について「3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべき」であるとし、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされていること、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないこと等を理由に挙げる。

そして、「ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない」とする。

(4) 問答集の位置付け

問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものと認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和3年7月31日を保護開始日として保護を開始した請求人世帯について、同年9月1日を保護変更日として住宅扶助69,800円を支給し、その後、同年8月分住宅扶助については、令和5年7月11日付けで支給した。

扶助費の遡及支給の限度は3か月程度とされるが、問答集問13-2の（答）1ただし書は、受給者に帰責事由がなく、かつ、保護の実施機関における認定誤りが明らかな場合には、発見月から、前5年間を限度として追加支給することができるとする（1・(3)）。

令和3年8月分の住宅扶助の支給について、家賃の領収書は、令和

4年4月19日に処分庁に提出されており、令和3年8月分の住宅扶助の支給（をしないこと）について請求人世帯に帰責事由があるとは認められず、当該月分の住宅扶助を支給していないことを確認した処分庁が令和5年7月に請求人世帯に支給したことは、上記問答集の取扱いに沿ったものと認められる。

また、請求人世帯の住宅扶助額は、契約書により確認した家賃月額70,000円について、請求人世帯に適用される住宅扶助の限度額69,800円を支給するものである（1・(2)）。

したがって、本件処分は、上記1記載の法令等に則ってなされたものといえ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、本件処分について、履行遅滞に陥ったときから支払済まで、民法所定の利率による遅延損害金が付されていないとの理由から、本件処分は違法又は不当であると主張する。

しかし、法には遅延損害金を支給できる旨の定めはなく、本件処分が法令等に則ってなされたことは上記1に記載したとおりであるから、請求人の主張は、本件処分の取消理由とはならない。

なお、請求人より提出された各主張書面（令和6年7月23日付及び同年9月29日付）について、審査会として慎重に検討したが、これまでの判断を覆すものと認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己